

近世における都市の下糞利用による農業経営

——京都と西岡地帯における農業経営の場合——

足 立 政 男

は し が き

凡そ農業の生産において肥料が重要かつ必需的な一大要素であることは論をまつまでもない事実である。今日では化学肥料の驚異的な發達の結果、これが農業生産の過剩、農業恐慌の要因とすらなりつつある現状である。湯呑茶碗一杯の尿素は大担桶一杯の尿尿の成分に匹敵するといわれ、化学肥料の進出とその依存度は實に目覚ましいものがあるが、しかし一步近世の農業に足を踏み入れんか、そこには全く原始的な自給肥料が大半を占めているのである。「即ち山に寄る地は色々の木の葉をとる。藤の若葉など一入よし。里にはえんどう苗代大根など作つてこやしとす。海に臨む所は青さん、手こし、なれこの類、色々の海草貝類をえてこやしとす。己も用い人も売る。船を持って取るもあり、筏にして引も有り、いずれ隙ありとは見えす」とか「又城下々々の近隣は舟にてこやしを取つて苗代より用うるなり。」^(註一)とか当時の肥料事情が論ぜられている所を見ても、自給肥料が重要な地位を占めていたことが明らかにされるのである。

十七世紀後半になつて始めて自給肥料をこえた購入肥料が出現して来て肥料の分野に変化が見られるようになるのであるが、それも干鰯・油かす・酒かすなどの金肥がその中心であつた。この自給肥料から購入肥料たる金肥に移る過程については、新田開発による秣場の減少で自給肥料の確保が出来なかつたためであつてこれについても「夫れ田地を作るの糞し、山より原に重る所は、秣を専ら刈用て田地を作るなれば、郷村第一秣場の次第を以て其地の善悪を弁べし、近年段々新田新発に成尽して草一本をば毛を抜くごとく大切にしても、年中田地へ入る程の秣たくはへ兼る村々有^レ之、古しえより秣の馬屋ごへにて耕作を済したるが、段々金を出して色々の糞しを買事世上に専ら多し、仍て国々所々に秣場の公事不^レ絶、又海を請たる郷村は、人を抱え舟を造りて色々の海草を又は種々の貝類を取つてこやしとす。其外里中の村々は山をもはなれ海へも遠く、一草を刈求むべきはなく皆以田耕地の中なれば、始終金を出して糞しを買^ふ」^(註二)とある如く、あくまでも自給肥料がその中心を占めていたのである。そのうちでも特に尿肥料は最も重要なものであつた。

さてこのような近世における肥料事情下において、城州乙訓郡西岡地帯の農業経営における肥料はどのようにして確保されていたであろうか。この地帯における、商業及び農業経営については、すでに筆者のいくつかの論文^(註四)或は拙著「近世における在郷商人の経営史」^(註五)において明らかにした所であるが、この地帯が、近世の中心都市京都の西郊に位置している関係上、京都とは常に密接な関係にあり、肥料においても亦殆ど京都の下糞を利用して来たわけである。本稿においては、この西岡地帯諸村の農業経営において、京都の尿尿がどのように重要な地位を占めていたかを明らかにする心算である。それとともにこの京都の下糞肥料が、周辺の農村のみならず摂州・河州・丹州等の遠国他領の農村にとつてもどのように重要な肥料源であつたかを明らかにし、ひいては近世にお

ける城下町を含む諸都市の屎尿の重要性を確認したい。更にこの事実を通して当時の都市民の経済生活、殊に屎し間屋、屎し仲買人等の存在をも明らかにしたい。

なお最後に本稿のために貴重なる文書を貸与していただいた、古市村、岩城弥一郎氏、今里村、小山寛一氏、神足村、岡本覚氏に対し深甚なる敬意と感謝を表する次第である。

（註一） 田中丘隅「民間省要」上編卷之一、「日本経済叢書」卷一所収

（註二） 同 前掲書

（註三） 同 前掲書

（註四） 拙稿「近世における山城農民の経済生活」（上・下）「立命館経済学第一卷、第二号・第三号」

同 「近世における畿内在郷商人の高利貸資本について」「立命館経済学第一卷、第五・六号」

同 「近世山城における在郷商人の商業経営について」「立命館経済学第一卷第二卷、第一号」

同 「封建体制崩壊に関する一考察」「立命館経済学第二卷、第三号」

同 「近世在郷商人の利貸形態」「立命館大学人文科学研究所紀要第二号」

同 「近世在郷商人の農地経営」「立命館大学経済学第三卷、第三号」

同 「近世都市近郊に於ける農民生活」「立命館経済学第三卷、第六号」

（註五） 拙著「近世在郷商人の経営」（昭和三十年七月十日発行）雄渾社

江戸時代の農家は、領主に年貢を納めたあとは自給自足をするにようやく足りるにすぎないものが大部分であ

ったことはいうまでもないが、しかしいつまでも同じ段階に停っていたわけではない。肥料が刈敷人糞厩肥から魚肥になったとき、害虫駆除が虫追いから鯨油の使用に進んだとき、農具に千齒や唐箕が用いられるようになったとき、新しい作物が入って来たとき、いいかえれば農業技術の進歩と生産力の発展に伴って農民が生産物を売り、肥料その他を買い入れるようになったとき、そこにはいわゆる商業的農業の発達がみられるのである。殊に江戸・大阪・京都をはじめとする大小都市の発達、交通の発達、幕府及び諸藩が貢納物を貨幣に代える諸政策を講じたことなどは、更にその発展に拍車を加える結果となった。

このように農民が商品貨幣流通経済にまきこまれるにいたったことは、やがてしだいに商品化作物栽培の展開となつてあらわれるに至ることは前述の通りであるが、そのことは一面農民に対しては都市市場を対象とする生産意欲をますます刺戟し、他面農村に対しては都市むけの衣食住全般にわたる商品的生産物を一段と要求するに至つたのである。かくて農民は貢納にたいしてのみならず自家の生活維持のためにも生産の増大のために必死の努力を尽さねばならなくなつた。そしてその生産の増大のためには技術の向上も図ねばならなかつたであらうが、何といつても地力の維持をはかることが根本であつたことは云うまでもない。それゆえ農民達にとつて地力維持対策としての肥料の問題はもつとも切実な問題であつたのである。されば、生産の増大即ち地力維持のため当時の農業経営における肥料が如何に必要久くべからざるものであつたか、また農民がその確保のために如何に全智全力をしぼって苦心を払つていたか、又絶大な努力を投下していたかは全く想像以上のものがあるのである。今その一、二の例を拾つて見るに凡そ次のような有様であつた。

「夫れ誠の百姓と云うは、第一厩こへを溜るを耕作の根元とす。冬より春に至る迄、日々に怠りなく枯草を刈

り入れ、表葉をとり色々の物柄を入れて、唯五月田植の養にせん斗り用いるのみなり。又五月より朝暮の稜、怠なく精力をつくし、臆て夏の土用至り、雪隠へ荷い出し、夥敷積み置いて二三度も切るべし。〔中略〕：百姓只是に心を尽して正月より極月に至る迄こやしを溜る。万千の斗用大方の心ならず、其内に人を抱えてする百姓は氣骨の折ること一倍なり。夫れ五月より九月迄夏草の茂る間は、毎日都草と云うを人々刈るなり、或はふごを荷い、又籠を負うて田畑の畔土手堤の辺を、至らぬ隅もなく走り廻りて刈る。朝の間、露草鎌よく切れてよし。又所により秣場遠きは馬に乗て往て刈る。夜の内より或は二里三里余を経て、五つ過四つ頃迄に一駄宛刈て帰る有り。又昼前は農事を勤めて、昼過ぎより原野へ出て刈るも有り。一草一草も不_レ断心にかけて、とかく馬屋へ日々に入られざれば其かさ大にのぼり難し^{〔註一〕}とか或は「凡耕作の根元は皆養いなり、是を号してこやしという、夫れ百姓の秘事功者と云うは、只糞しを多く貯えるの外なし：〔中略〕：依而四時怠る間なく、山海の糞しに百姓の苦しむことは宜なり^{〔註二〕}」とある如く実に百姓達は明けても暮れても年中肥料の確保のために懸命の努力を払っているものであり、又肥料供給源の探索に血眼になっていたのである。

〔註一〕 田中丘隅「民間省要」上編卷之一、「日本經濟叢書」卷一所収。

〔註二〕 同 前掲書

二

このように近世における農業経営においては地力維持対策としての肥料の確保ということが如何に重要不可欠のものであつたかが明らかにされるわけであるが、城州乙訓郡西岡地帯の肥料確保は如何なる方法によつてな

れたであろうか、勿論秣の刈込みも行われたであろうし、金肥使用も行われたわけであるが、とくにこの地帯が京都といった近世における大都市の近郊に位置したため、必然的に「都市の下糞利用による農業経営」の好適例を示しているのである。即ち享保八年卯四月の「恐乍御訴訟」^(註)によると「山城国乙訓郡西岡御領私領百姓、右村之者往古より京都之こやしを以て耕作仕候云々」とあり、西岡の村々の農業経営がずっと古くから京都の下糞肥料に依存し、京都と深い経済関係にあったことはこれによって明らかにされるのである。そしてかかる依存関係は今日に至るもいまだに継続されているのである。ただ肥料運搬の手段が舟から荷車へ、荷車からリヤカーへ、そしてリヤカーからオート三輪へと文明の利器の利用といった姿をとるに至つたにすぎないのであつて、毎朝毎日京都市内から搬出される下糞の量は相変らず莫大な量に上り、肥料運搬車が未明の街道に陸続として通過する光景はこの地方一帯の古来からの名物の一になつてゐる。

かかる「都市の下糞利用による農業経営」を行つてゐる農村が都市との密接な相互依存関係に入るのは必然的な傾向であつて、西岡地帯における各種農産物の商品化、ことに野菜の商品化は著しい。そして近世に入るや早くも従来の米麦生産地帯としての特色を次第に失ひ、線綿・菜種・野菜・筍・薬工品等各種の商品的作物生産地帯としての性格を強く帯びると同時に深く貨幣経済の中に卷込まれるに至つてゐる。

近世農村における商業的農業の発展や貨幣経済の異常なる進展が都市と城下町周辺の農村に顕著に見出されることのおかげにはかかる都市の下糞利用といった事情が深く存在するのである。このような事例は百万石の城下町金沢を中心とする近郊農村においても早やくから見られるところであつて「耕稼春秋」^(註)にも「小便こえ、金沢四方へ一里の在々は、第一此こえを多する也。毎朝毎日こえかゆる物を拵へ、侍屋敷并町々家々にても是をもと

む。此七、八年以前までは大形わらにて替る。凡冬より春迄小便一荷にわら小束二束宛、又二月末より三束或は四束、五月六月引こえの時分は一荷に六束程。六、七年以来よりはわらにては町方大方かえず。是に依て百姓秋菜・大根或木瓜・たか瓜・なすび多く作り、段々こえを多くする。畠物生長成をすくりに取て毎朝かえる。此菜大根大形四月迄有、又正、二月は所に出来のかぶらにてかえる。或は畠なき所はかぶら・たか瓜等所より買求来て替る。又夏六、七月・八月迄、瓜・なすび、初は一荷に五ツ六ツ、後には十五、二十、如^レ斯高直也（下略）」と記されている如く、金沢周辺一里四方の農村における農業経営の肥料源が金沢の下糞利用にあり、これを入手するためには生鮮蔬菜の生産に努力せざるを得ない事情が明らかにされているのである。「畠なき所はかぶら・たか瓜等所より買求来て替る」とか、小便一荷に「十五、二十、如^レ斯高直也」と述べられているところから見て当時の百姓達がその確保に如何に苦心しているかが偲ばれる。さらに「民間省要」にも

「夫れ野方の村々は、蕪大根、其葉杯を馬に附て、山中の田地なき所へ、五里七里ずつ往て、糞や灰に交易して来る。又田方のわらの灰なども、同じく野土に能こやしとも成もの故、里方の市場町屋などへも出て交易す。是には又柴松葉萱などの薪になるものを馬に附て来る也」と、当時の農民達が下糞や草木灰の入手に努力している姿を記述しているのである。さて西岡地帯の農村が古くより京都の下糞利用による農業経営を行つて来たことは確かであるが、その実情はどのようなようであったかについて、この地帯における豪農商人だった油屋三郎兵衛^{||}質屋商人の場合を見るに、彼が使用した延享時代の年間肥料代は銀四百匁前後であったことが別表によつて明らかにされるが、そのうち京都の下糞利用率が六〇パーセント以上を占めていることから如何にこれに依存していたかがわかれると同時に肥料分野における屎尿が如何に重要な地位を占めていたかが明らかにされるのである。

肥料利用表 (註三)

種 類		年 代	延 享 三 年	延 享 四 年
京 都 の 下 糞 利 用	京 都 小 便		42荷 代 39匁 2分	29荷 代 26匁 1分 7厘
	京 都 こ え		13荷 代 26匁	24荷 代 51匁 3分 8厘
	二 条		二人手並車力共 代 42匁 2厘	二人手並車力共48荷 代 45匁 6分
	淀 屋		同上 代 12匁 4分 4厘	同上 14荷 代 15匁 3分
	松 原		同上 代 18匁 6分 9厘	同上 18荷 代 17匁 2分 2厘
	西 洞 院		同上 代 46匁 3分 5厘	同上 47荷 代 51匁 2厘
	質 屋		同上 代 25匁 7分 5厘	同上 代 25匁
	玄 周		同上 代 25匁	同上 代 25匁
金 肥 利 用	しょうちゅうかす		6駄 代 85匁 5分	8駄 代 105匁 4分 1厘
	油 か す		17玉 代 60匁 8分	8玉 代 35匁 2分
	綿 の 実		9貫 代 6匁 9分 7厘	10貫 代 6匁 9分
肥 料 代 合 計	下 糞 合 計		代 235匁 4分 5厘	代 256匁 6分 9厘
	金 肥 合 計		代 153匁 2分 7厘	代 147匁 5分 1厘
	総 計		代 388匁 7分 2厘	代 404匁 2分
比 率	下 糞 比 率		60.05	63.50
	金 肥 比 率		39.95	36.50

る。文化年度になると総肥料代価は八百匁前後に上昇し、金肥に対する割合も五〇パーセントと同率のパーセン
トを示し、金肥利用の割合が上昇を示している。

近世における都市の下糞利用による農業経営(足立)

諸事附込帳（文化十一年度）（註四）

肥料代惣ノ 八百七拾四匁六分

内

- 一、糞尿 京都より 代 四百四拾貳匁九分七厘外に金一分
- 一、油粕 四拾七匁 代 貳百三拾六匁八分
- 一、酒粕 四駄 代 五拾八匁
- 一、干粕 百拾五匁 代 八拾三匁三分七厘
- 一、石灰 式駄半 代 三拾七匁式分七厘

京都からの下糞購入は前述の金沢におけるような物々交換の形態ではなく、大体において貨幣で購入する形態をとり、貨幣経済の畿内農村における進展が他地方に比べて早やいことを物語っているのである。又肥料の購入は毎年一定のきまつた家から購入しており、購入価格は老荷大体老匁式分宛で、大小便に分けないで清算している場合と、大便と小便とに分けて、「大便合九拾五荷、代銀式百三拾七匁五分（老荷、老匁五分宛）、小便合拾四荷代錢壹貫五百六拾文（此代銀拾四匁三分七厘、老荷、老匁九厘七毛宛）の如く清算して購入している場合の二通りの購入方法が見られ、そしてこれが普通の買入れのかたちのものであるが、なかには荷数を勘定せず、年間金壹分也とか、まれには餅米二斗五升宛といったふうに農産物でもって買い切っている場合も見られる。

「例一」―老荷の価格を決めて購入している場合

覚（文化十一年）（註五）

仏光寺通烏丸西へ入町北側

十一屋庄兵衛

壹荷壹匁式分宛

正月廿九日 二月八日 二月廿三日 三月十二日 四月九日

一、壹荷 一、式荷 一、式荷 一、式荷 一、式荷

五月廿日 五月廿六日 六月十四日 六月廿一日

一、壹荷 一、式荷 一、壹荷 一、式荷 〆拾四荷

代銀 拾六匁八分

「例二」 年間の購入価格を決めて購入している場合

覚 (文化十一年) (註六)

堀川本町東かし屋町六角下ル所西側

八文字屋 久左衛門統五家

壹年分不数 金壹分づつ

六月七日 十月廿七日 十二月六日 十二月廿四日

一式荷……(不明)……一、壹荷……(不明)……一、壹荷 一、壹荷

例年之通 金壹分 渡す

「例三」 年間の購入価格を農産物(餅米)で決めて購入している場合

覚 (註七) (十一年より以前なることは明らかなるも年代不詳)

近世における都市の下糞利用による農業経営(足立)

淀屋 餅 式斗五升ヅ、

正月十八日

一、大 式荷 七拾文 平 助

二月廿一日

一、小 毫荷 四条とも 同 人

二月廿五日

一、小 毫荷 套原とも 同 人

二月廿九日

一、大小式荷 四拾文 同 人

三月十八日

一、小 毫荷 大津屋とも 同 人

四月十一日

一、大小式荷 四拾文 同 人

...

代 十三匁式分五厘
ゼニメ 五百三十九文

代八匁三分七厘

メ廿毫匁六分式厘 算用ス

十一月廿五日

一、小 毫荷 三文 平 助

十二月一日

一、大小式荷 四十文 同 人

メ 式拾四荷

十一月廿五日

一、餅米式斗五升 渡ス

五十三匁ガへ

以上の例にも見られるように京都からの下糞購入は年間を通じて行われており、その運搬には車力或は舟を利用している。なお油屋三郎兵衛家では尿尿運搬労働に従事するための専門的な男子年傭がいて、日雇労働者では

出来にくい下糞の購入と運搬に従事している。かくて購入された下糞は石灰と粘土でかためて作られた肥壺の中に溜め蓄えておき、その腐敗をまつて所要の時に使用されたのであつて、このことは今も全く同様で何等の変化もみられないのである。

(註一) 京都府乙訓郡今里村小山寛一氏所蔵文書による。

(註二) 日本経済叢書卷十四所収「耕稼春秋」による。

(註三) 京都府乙訓郡神足村岡本覚氏所蔵文書による。

(註四) 同前

(註五) 同前

(註六) 同前

(註七) 同前

三

前述の如く西岡地帯の農業が京都の下糞肥料に依存して行われる農業経営であつただけに、尿尿の価格が農村経済殊に農民達のふところ勘定に重大な影響を与え、かつまたそれが彼等の大きな関心事であつたことは、価格決定に関する契約文書、或は下糞の供給源確保のために出された訴訟文書が数多く今なお村々の「村箱・村の記録等の中に保存されている事実を見ても明らかである。例えば採草地を持たない古市村の農民達は、下糞の供給源を伏見の尿尿問屋に求め、諸物価の高騰に伴つて高くなつていく下糞の価格に幾度も売買値段変更の契約書を

取り交わしているのである。今その代表的なものを一、二拾うと凡そ次のようである。

「別紙一札之事」〔註一〕

一、近年諸色高値ニ付私共暮し方六ヶ敷難澁ニ付此度城、摂、河、三ヶ国御惣代御頼申上候而屎、小田子菟荷ニ付船賃五文宛増錢御願申上候所御一統御集会の上御承知被成下辱仕合奉存候、然ル所本紙一札には五文増丸三ヶ年御承知被下候依乙訓郡の分は此度四文増御願申上候儀ニ御座候間、此段以書付申上候宜御承知度成下候為後日之差入一札仍而如件

小廻し

忠兵衛

庄七

長次郎

伏見屎問屋年寄

藤兵衛

久兵衛

とあり、諸色高騰に伴つて伏見にあつた屎尿問屋も従来の船賃ではその生活が難澁に陥入らざるを得なくなつたことを訴え、小田子菟荷に五文宛の船賃の値上げを求めた所、乙訓郡では五文増を丸三ヶ年にわたつて承知して下さつたから、乙訓郡だけの分は此度の船賃は四文増の船賃で結構でありますといったものでまこと興味深い契約文書である。そしてこれらの肥料は舟を利用し伏見から桂川岸の古川に出て、古川から六間堀の排水路を辿

つて古市村領田圃の南端まで運搬され、そこから各圃場の南隅に設けられた肥壺に搬入されたのである。

今一つはこの古市村の文書と同趣旨のものが乙訓郡今里村においても発見せられる。即ち明和九年辰十一月に橋浜の屎尿問屋三右衛門が今里村村方役人に出した「御願書」である。今その全文をかかけると次の通りである。

御願申上書 (註二)

一、橋浜屎問屋ニ而御座候先年庄左衛門より譲り請申候而今年迄三拾八年ニ相成候所其節ハ荷物夥敷殊ニ錢相場拾九匁より式拾匁仕候近年錢相場も下値に相成荷物は少御座候に付先達而板屋八兵衛相勤候節難勤候に付拾ヶ年以前御村方へ一錢宛之増錢御願申上候所御村方には御得心之御方も有之又御不得心之御方も御座候而相對も極り不申候内に難相勤候に付家屋敷問屋株共に銀主方に相渡し被申候其後私引請今年迄相勤居申候段々錢も下直に相成其上荷物減少仕殊に此度御公儀様より諸仲間へ冥加銀被為仰付依て私共へも被仰付候ニ付奉上候前中ニ申上候訳ニ而甚難相勤り候 何卒錢相場拾五六匁位に相成候迄一錢宛御増被下候ハバ誠仕合奉存候并ニ先達八兵衛御願被申上候節外之浜之差支にも相成候様御村方被思召候御方も御座候様承申候此度之義者御村方御相談成被下御差支に相成不申候如何様共宜相勤候様御願申上候御大切之荷物預り相勤問屋ニ而外商売も無之仕合ニ御座候間何卒御聞届成被下候様御願申上候以上

明和九年辰十一月

橋浜 三右衛門^印

御村方

御役人様

右の文書は古市村の文書と同様に屎尿問屋の村方に対する肥料価格の値上げの要求である。この文書からうか

がえることはやはり諸物価の高騰、銭相場の下落により屎尿値段も自然上げざるを得なくなつた間の事情である。即ち屎尿問屋三右衛門が三十八年前、問屋株をゆすりうけて商売を初めた節は「荷物夥敷殊に銭相場拾九匁より式拾匁仕候」とあつて商売も繁昌していたのが、「近年銭相場も下値に相成荷物は少御座候ニ付……」とか「何卒銭相場拾五六匁位に相成候迄一錢宛御増被下候ハバ誠仕合奉存候」とか「私引請今年迄相勤居申候段々銭も下直に相成其上荷物減少仕」とか、何れも銭相場の下落と荷物の減少におそわれている事実を明らかにし、更に「此度御公儀様より諸仲間へ冥加銀為仰付依て私共へも被仰付候ニ付奉申上候（中略）甚難相勤り候」と株仲間に対する冥加銀の賦課によつてその経営が非常に困難になつたことの事情を申し述べた上で銭相場の回復するまで一錢宛の値上を求めているのである。かくて最後に「御大切之荷物預り相勤問屋に而外商売も無之仕合に御座候間何卒御聞届成被下候様御願申上候」と苦衷を訴えるには至つては如何に計算高い西岡地帯諸村の百姓達もこの値上げ要求には応ぜざるを得なかつたであろう。ことはともあれこの様な諸物価の高騰、銭相場の下落は必然的に屎尿問屋の経営の困難を招来し、それがやがて屎尿価格の価格の値上げ要求、或は運賃の値上げ要求となつて現われ、年と共に、時代がたつにつれて肥料価格は次第に高くなり、やがてはそれが農業経営を危機に追いやり、百姓稼業相続の困難性をも生ずるようになったことは以上の史実を通して明らかである。

更にこの二つの文書を通して見られることは近世都市（城下町を含む）のうちには、その下糞の始末については「屎し問屋株」なるものがあつて株仲間による統制が加えられていたことと、屎尿値段を上げるには村方の承認が絶対に必要であつたことである。特に後者の村方承認の必要は幕府の百姓保護の政策であつたとも考えられるが、若し村方の承認が得られない場合は値上げ不可能となり、屎尿問屋側が倒産の憂目に遇つてゐる点は注目

すべきことである。即ち「先達而板屋八兵衛相勤候節難勤候に付拾ヶ年以前御村方へ一錢宛の増錢御願申上候所御村方には御得心の御方も有之又御不得心之御方も御座候而相對も極り不申候内に難相勤候に付家屋敷間屋株共に銀主方に相渡し被申候其後私引請今年迄相勤居申候」とある如く屎尿問屋の板屋八兵衛は値上げの承認が村方から得られず、ついに経営が成り立たず、家・屋敷・間屋株までも人手に渡して潰れてしまっている状態である。

今一つ問題視さるべきことは、京都の屎尿肥料に依存する農村の範圍が単に京都周辺の農村や山城地方の農村にとどまらず、摂州、河州の遠国他領の諸村にまで及んでいたことである。又このことは他面、屎尿肥料が近世の農業経営にとって欠くべからざる一要素であったことを強く物語っているのである。

(註一) 京都府乙訓郡古市村保存文書による。

(註二) 同 今里村小山寛一氏所蔵文書による。

四

京都の下糞利用の範圍が城州は勿論、摂州、河州、更には遠く丹州と他国他領の農村まで及んでいたことはやがてその下糞の争奪をめぐって紛争が生じて来るのは自然のなりゆきであった。次の文書「乍恐御訴訟」^(註一)は即ちそれである。

乍恐御訴訟

山城国乙訓郡西岡 御領私領百姓

近世における都市の下糞利用による農業経営(足立)

右村之者往古より京都之こやしを以て耕作仕候処近年高瀬川詰一条樋口より七条迄并下加茂荒神口へこへ大分に出来而京都所々に買子之もの共夥敷抱置こやし買込遠国へ船ニ而積下し又者人馬ニ而差出シ或者俵こえにし相売申候ニ付年中こやし大切ニ罷成其上高値候故百姓之費多くめいわく仕候洛外村々之義者油滓干鯛こやしニ而者土地不相応ニ御座候故京都之こやしヲ以作来り候処江右之通こやし買込致候ニ付次第ニこやし不自由ニ罷成作物出来兼迷惑至極仕候乍恐高瀬川其外京都所々に御置候こへや并買子之者共御停止被為成被下候様ニ奉願候

以上

享保八年卯四月

御奉行様

とあり、享保年度に至って近郊或は遠国の農村から京都の屎尿に対する需要が高まり遂に西岡地帯の百姓達は下糞肥料の高値に悲鳴をあげ、下糞肥料の不自由は生産高の減少を来たすものとして肥料問屋や仲買人を停止していただきたいと時の奉行に訴え出ているのである。なおこの訴訟文の但し書として次の如き覚書がなされている。

「京都屎仲買人多出来肥不自由ニ相成候故近在之百姓迷惑仕候ニ付山科小山中筋西岡より御願申上候山科小山
老諸ニ願中筋西岡も老諸ニ願申候西岡筋之口上書右之通ニ御公儀様へ指上ケ申候享保八卯四月二日成ル」（註二）

この覚え書きによって当時京都の下糞利用の近郊農村としては、東郊に山科、北郊に小山、南郊に中筋そして西郊に乙訓郡西岡の諸村があったわけで、これら周辺の諸農村は京都下糞利用の特権的村々として相連合してその独占権に対する他国領民の侵害を訴え之を排除せんとしているのである。かかる訴えは寛政年度に至っても繰

り返えされ、独占権確保の要求は更に強烈なものとなっている。そしてそのためには一種の方法・手段さえも工夫・案出して訴え出ているのである。即ち「口上書」^(註三)次の通りである。

乍恐奉伺口上書

一、城州西岡村々之儀者農作出稼仕候に油かす干かすなどは土地ニ合不申樽屎小便斗ニ而作仕候処近年京都屎小便高値ニ相成候ニ付元手多ク入難儀仕候屎小便高値ゆえ百姓困窮仕次第ニ百姓よわり農業不精進ニ相成村々ニ而外壳買など拵付百姓相止候様ニ心かけなど仕次第百姓少クなり弥屎困窮仕難儀仕候。尤西岡村々之内ニモ不同御座候而屎小便取勝手宜敷難用入不申村方ハ何ほど高値ニ相成候而もさし而農作之害にも不相成候西岡之義ハ取勝手悪敷其上難用相懸リ殊外高値ニ相成リ難儀仕候京都屎小便高値ニ相成候趣意ハ格別河州丹州他国より京都町々江入込随分高値ニ而京都を請候故次第ニ高値ニ相成申候摂州河州之義ハ老人京都江登リ屎小便十荷十五荷舟ニ而取候ゆえ人足并車力不相懸故随分京都ニ而高値ニ買取申候ニ付此度京都屎小便会所被仰付被下候ハバ会所より村々江木札を渡し他国江ハ札渡し不申京都町々江ハ会所木札無之分ハ屎小便替事不相成由御触なし被成下候ハバ他国より高値ニ取候義不相成候尤京都の間屋共江者夫々増減仕四季ニおおじて木札渡し屎小便買取セ候ハバ間屋不勝手差支にも不相成様に乍恐奉存候右御願申上候通会所赦免被下候ハバ御冥加銀差上并年頭夕札相勤申度奉存候木札壹枚ニ付少々とも料物を取会所諸入用仕度奉存候何卒西岡村ニ百姓相統仕様一重御願申上候 以上

九月(年代は不明なるも前後の文書より寛政期のものである)

三ヶ村

即ち城州西岡の村々の農耕地は油かすや、干かすなどの金肥とあわないので往古から京都の下糞を利用する農

業経営を行つてその生計を立てて来たところが近年になつて屎尿価格の値上りによつて「百姓困窮仕り次第に百姓よわり農業に不精進相成村々にて外売買など拵付百姓相止候様に心がけなど仕り次第に百姓少くなり弥困窮仕難儀仕候」とその生活の苦衷を訴え、百姓稼業転廢の危機に立ち至つたとさえ訴えて、下糞価格の値上りの不当を論じている。さらに値上りの要因として彼等は百姓達の立場から次の如く剔抉してその対策の実施を要求している。「京都屎小便高値に相成候趣意は格別河州丹州他国より京都の町々江入込随分高値ニ而京都を請候故次第に高値ニ相成候」と。即ち南方からは摂津・河内の他領民が、同じく北方から丹波の他領民が京都に入つて来て随分高値に下糞を買い請けるから高騰するのであるときびしく論難しているのである。此点はさきの享保八年の「乍恐御訴訟」において「近年高瀬川詰二条樋口より七条迄并下加茂荒神口へこえや大分に出来而京都所々に買子のもの共夥敷抱置こやし買込遠国へ船ニ而積下し又者人馬ニ而差出し或者俵こえに致し相売申候ニ付年中こやし大切ニ罷成其上高値候」と京都の市内各所に屎尿問屋の出現を認め、その買占めによる価格の高騰であると述べている点と多少趣を異にしている。即ち寛政時代になると屎尿問屋の出現どころの騒ぎではない。今や他領他民の単身舟を操つてやつて来る京都侵入に脅やかされ、下糞肥料の確保は危殆に瀕するに至つたと訴えているのである。これは次の「摂州河州の義へ老人京都江登り屎小便十荷十五荷舟ニ而取候ゆえ人足并車力不相懸故随分京都ニ而高値ニ買取申候」と摂津・河内の領民が単身河川舟運を利用して進出して来るのには取り勝手が悪くて雑用がかかる西岡地帯の人足・車力利用では、運搬費が割高となり、とてもその競争に打ち勝つ見込みがないと訴えていることによつても明らかである。このような情勢下にあつて彼等の打ち出した解決策は果してどうであつたらうか。

先ず第一には「屎小便会所被仰付被下候へバ……」と屎小便の取締り会所の設立を願ひ出で京都の屎尿の搬出に統制を加えんとしているのである。

第二には「会所より村々江木札(板札)を渡し、他国江ハ札渡し不申京都町々江ハ会所木札無之分ハ屎小便替事不相成由御触なし被成下候」と、会所の鑑札下附による屎小便汲み取りの統制手段を要求し、他国領民の締め出しを策しているのである。屎尿間屋に対する解決策としては、さきの享保期では「乍恐高瀬川其外京都所々に御置候こへや并買子之者共御停止被為成被下候様に奉願候」と、肥料間屋や仲買人の出現防止に腐心し、その商売の停止方を訴えているのに対し、寛政期においては、屎尿間屋の存在は之を是認した上での解決策を打ち出しており、前の時代との間に考え方が大転換しているのは注目されるべきである。即ち

「尤京都の間屋共江者夫々増減仕四季におおじて木札渡し屎小便買取せ候へバ間屋不勝手差支にも不相成様に乍恐奉存候右御願申上候」とあり、享保八年の停止要求より軟化し、会所木札をば四季に応じて間屋に渡し、西岡の村々に屎尿が不要になった間の余分を買取らずならば間屋も経営が成り立っていくであろうからそのように取り計らっていただきたいと随分身勝手なことを考え出して願ひ出ているのである。

第三には彼等はこの対策の実施を強く要望するだけではなく、その実施には年々冥加銀献上の代償を申し出で為政者の欲望をそそり、それを満足せしめることとの交換において、屎尿供給源の確保を計らんとさえしているのである。即ち「右御願申上候通会所赦免被成下候へバ御冥加銀差上并年頭夕札相勤申度奉存候」とあり、さらに、次の「右之様に相成候へバ京都屎小便共沢山ニ相成西岡勝手宜敷相成難有奉存候沢山に相成候得バ御冥加銀等西岡江相懸候も難有奉存候曩行御請可仕候」との別紙文書によっても明らかにされるところである。

最後には会所の維持費捻出策として、

「木札壹枚ニ付少々とも料物を取会所諸入用仕度存候」

と鑑札税の徴収によつて会所維持費の財源にあてたらよいとしているのである。まことに興味深い「口上書」であるが、同時に西岡地帯諸村の農民が下糞肥料確保のために血のにじむような懸命の努力をつづけている事情がうかがえるのである。しかも「何卒西岡村々百姓相続仕様一重御願申上候」と訴えるに至つては、屎尿肥料の値上りが如何に下糞利用による農業経営に重大な影響をあたえたものであるか。かつまた近世農業経営の肥料分野において、下糞肥料が如何に重要な地位を占めていたか。そして当時の農民達が如何に血眼になつて屎尿確保に努力したかが明らかにされるのである。

（註一） 前掲小山寛一氏所蔵文書による

（註二） 同右

（註三） 同右による別紙文書

（註四） 同右

「京都屎小便之会所被為仰付被下候ハバ会所より村々江板札を相渡し会所板札無之分者京都町々之屎小便不替由御触なし被成下候ハバ屎とも他国へ出申儀乍恐有間敷被奉存候其上会所より御仰仕他国へ着札出し不申候ハバ他国より直取出来不申候京都問屋江ハ四季ニおおじ札相渡屎シ西岡不入間余分買取り申候ハバ問屋不勝手も有間敷様ニ乍恐奉存候右之様ニ相成候ハバ京都屎小便共沢山ニ相成西岡勝手宜敷相成難有奉存候沢山相成候得バ御暎加銀等西岡へ相懸候も難有奉存候糞行御請可仕候」

む す び

以上近世における京都の下糞利用による農業経営について、いくつかの史実を通して考察して来たのであるがこの実証的研究にもとずいて次のことが結論づけられるのではあるまいか。

近世における城下町を含む諸都市の尿尿は当時八割の人口を吸収していた日本農業にとっては欠くべからざる肥料源であつて、これらの諸都市の周辺農村はうに及ばず遠く離れた他領民でさえこれを入手して経営していたし、又それを入手せんとしていたのである。勿論その供給圏の大きさは都市の大きさに比例したであろうが、その影響は無視し得ないものがあつた。次にこの下糞利用が農業経営上の重要な地位を占めていただけに、この尿尿をめぐる、屎し問屋・株仲間・屎し仲買人等が多数京都の町々に出現し、これが買集め、買占めに奔走していたこと。そしてこれらの商人と遠国他領の農民及び京都周辺の農民が互いに三卍になつて一定量の尿尿について争奪を演じ、それがやがて価格釣上げの要因ともなつていった。勿論高くなつた理由はこれらの文書を通して諸物価の値上りと銭価の下落に伴つて起つて来たことも明らかにされるところがあるが、前述のようにはげしい需要の競争にもとずくところ大であつた。

更に屎尿問屋と農村間との需給関係にはその販路及び価格等についても一種の契約的な統制があつて一方的にこれを改変することは許されなかつた状態であつたことも明らかにされるところである。かくて屎尿価格の高騰は前述の如く必然的な結果ではあつたが、それが農業生産にとつて必需品であつただけに、僅少な値上りも、経済的地盤の薄弱な近世農民の懷中に実に驚くべき敏感さでもつて響き、ついには彼等の全生活をも危殆に瀕せし

めるといつた結果を招いた事実は注目すべきことである。

さらに下糞の搬出方法では、周辺の農村民は主として車力・人足を利用し、摂州・河州の農民は単身舟を操り淀川を上下し、市内では高瀬川を盛んに利用して互いに争奪戦を演じたが、舟運の前には車力運搬は労力と費用がかさみ、胃を脱がざるを得なかつた事実である。

凡そ江戸時代には、このように城下町を含む町々から舟によつて尿尿の搬出が盛んに行われていたことは、当時の人々これと呼んで「舟屎」と称し、又江戸周辺の農業事情に精通していた学者田中丘隅も「舟糞」についてその著「民間省要」上編卷之一において、

「又城下〳〵の近隣は舟にてこやしを取つて苗代より用うるなり。夫舟糞をとると云事、百姓の家業に至極上策たりといえど、是又自分につとむる者にあらずしては、此斗り用いて益なし。下々召仕と云う者は其の主人の目をくらまかして、船中の糞を道にて売て、其跡へ泥水を汲み込んでかき廻し、薄くして来て船一艘のまを合するに、主人一度毎に糞の中手足さし入れて、其空費をさがし求むべき様もなく、いかんともする事なし、馬附にして取糞は、下々の邪も仕にくし、仍て船糞取者は其所の百姓の中自分勤めて律義者と人の召仕とを組合せてとを成すに功者とす」

と舟糞をとる場合の気附かざる注意を書き述べているが本稿に引用された史実と相対照して考察する場合、当時の尿尿運搬の様子は一層明らかにされるのである。摂河両州の農民が自ら単身を舟を操つて京都に乗込んで来た事の原因も或はこんなところに原因していたのではあるまいか。